

米子市立学校施設照明LED化業務
機器仕様

令和6年7月
米子市

本事業で仕様する照明器具の条件は下記内容を満たすものとする。

LED照明器具仕様

①構造・規格等

- (ア) LED照明器具及び付属部品等は新品であること。LED照明器具は、ランプのみの交換ではなく器具ごと交換とすること。
- (イ) 交換する器具は原則既存器具と同形状、同構造のものとする。また、設置の際に、天井に隙間等が生じない処置すること。可能な限り、既設照明器具の取付跡が見えないよう配慮すること。
- (ウ) 一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品であること。
- (エ) LED照明器具のメーカーは原則統一すること。
- (オ) ISO9001、ISO14001の認証取得工場で製造していること。
- (カ) 電気用品安全法（PSE）に適合していること。
- (キ) 本事業に関連するJIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- (ク) 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、発注者と協議のうえ、交換又は補強等の安全性を確保する対策を講じること。
- (ケ) 既存照明器具に安定器がある場合は、撤去及び処分をすること。
- (コ) LED化による照明機器からの雑音ほか、映像・音響機器等への影響を与えない対策を施すこと。
- (サ) 各施設とも各階にある既存操作盤（スイッチ）で操作できるようにすること。

②性能等

- (ア) LEDの寿命は40,000時間以上の製品とすること。

- (イ) 外部に設置するLED照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- (ウ) 照度は、教室及びそれに準ずる場所は下限を300ルクスとするが、500ルクス以上が望ましい。500ルクスに満たない場合は、対応を本市と別途協議すること。また、それ以外の場所は、原則、既存照明と同等とすること。
- (エ) 色温度及び平均演色評価数（Ra）は、原則、既存の照明器具と同等とすること。
- (オ) 既設照明に付属機器及び自動点灯機能等がある場合は、交換するLED器具も同様に付属機器及び自動点灯機能等を備えること。
- (カ) 教室及びそれに準ずる場所の照明は、学校教室用器具とすること。